

## 伊丹市

## 定期報告を要する特定建築物及び特定建築設備

## (1) 特定建築物

用 途		特定建築物	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は 演芸場	$A$ (注2) $> 200 \text{ m}^2$	3年ごと 令和5年 7月～10月
2	観覧場(注6)、 公会堂又は集会場	$A$ (注2) $> 200 \text{ m}^2$	
3	病院、診療所(注7)又は児童福 祉施設等	地階・F $\geq 3$ (注1) 又は $A$ (注2) $> 300 \text{ m}^2$ 又は $A_0$ (注3) $\geq 300 \text{ m}^2$	
4	ホテル又は旅館	地階・F $\geq 3$ (注1) 又は $A$ (注2) $> 300 \text{ m}^2$ 又は $A_2$ (注5) $\geq 300 \text{ m}^2$	3年ごと 令和3年 7月～10月
5	下宿、共同住宅又は寄宿舍	$A$ (注2) $> 200 \text{ m}^2$ かつ $A$ (注2) $> 100 \text{ m}^2$ ( $A$ は6F以上)	
	共同住宅又は寄宿舍 (サービス付き高齢者向け住宅、 認知症高齢者グループホーム、障 害者グループホームに限る)	地階・F $\geq 3$ (注1) 又は $A_2$ (注5) $\geq 300 \text{ m}^2$	
6	学校	地階・F $\geq 3$ (注1) 又は $A$ (注2) $> 2,000 \text{ m}^2$	3年ごと
7	体育館、博物館、美術館、図書館、 ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳 場又はスポーツ練習場	地階・F $\geq 3$ (注1) 又は $A$ (注2) $> 2,000 \text{ m}^2$ 又は $A_1$ (注4) $\geq 2,000 \text{ m}^2$ (学校に付属するものについては $A > 2,000 \text{ m}^2$ )	
8	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、 カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊 技場、公衆浴場、待合、料理店、 飲食店又は物品販売業を営む店舗	地階・F $\geq 3$ (注1) 又は $A$ (注2) $> 500 \text{ m}^2$ 又は $A_2$ (注5) $\geq 500 \text{ m}^2$	令和4年 7月～10月
9	事務所その他これに類するもの	地階・F $\geq 3$ (注9) 【階数が5以上で、延べ床面積が 1,000 $\text{m}^2$ を超える建築物に限る】	

- (注1) 地階・F $\geq$ 3 : その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもので、地階でその用途に供する部分が100㎡を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100㎡を超えるものをいう。
- (注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。
- (注3) A<sub>0</sub> : 2階部分（避難階除く）の床面積の合計で、病院及び診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（注8）に限る。）の用に供するものに限る。
- (注4) A<sub>1</sub> : その用途に供する部分（避難階除く）の床面積の合計を示す。
- (注5) A<sub>2</sub> : その用途に供する2階部分（避難階除く）の床面積の合計を示す。
- (注6) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。
- (注7) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。
- (注8) 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途：  
一 助産施設、乳児院、障害児入所施設  
二 助産所  
三 盲導犬訓練施設  
四 救護施設、更正施設  
五 老人短期入所施設等  
六 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム  
七 母子保健施設  
八 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）
- (注9) 地階・F $\geq$ 3 : 地階でその用途に供する部分が100㎡を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100㎡を超えるものをいう。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

用 途		建築設備（注3）	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は 演芸場	A（注2） > 200㎡	毎年  7月～10月
2	観覧場（注4）、 公会堂又は集会場	A（注2） > 200㎡	
3	病院、診療所（注5）又は児童福 祉施設等	地階・F ≥ 3（注1）又は A（注2） > 300㎡	
4	ホテル又は旅館	地階・F ≥ 3（注1）又は A（注2） > 300㎡	
5	博物館、美術館、図書館、ホーリング 場、スキー場、スケート場、水泳場 又はスポーツ練習場	地階・F ≥ 3（注1）又は A（注2） > 2,000㎡	
6	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、 カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊 技場、公衆浴場、待合、料理店、 飲食店又は物品販売業を営む店舗	地階・F ≥ 3（注1）又は A（注2） > 500㎡	
7	事務所その他これに類するもの	地階・F ≥ 3（注6） 【階数が5以上で、延べ床面積が 1,000㎡を超える建築物に限る】	
<p>（注1）地階・F ≥ 3 : その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもので、地階でその用途に供する部分が100㎡を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100㎡を超えるものをいう。</p> <p>（注2） A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。</p> <p>（注3） 建築設備 : [換気設備] ヒューズホルダー又は感知器連動ダンパーを設けたものに限る。政令第112条第21項の規定による。 : [排煙設備] 機械排煙に限る。 : [非常用の照明装置] 蓄電池別置型又は自家用発電装置を設けたものに限る。</p> <p>（注4） 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。</p> <p>（注5） 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。</p> <p>（注6） 地階・F ≥ 3 : 地階でその用途に供する部分が100㎡を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100㎡を超えるものをいう。</p>			

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

報告対象	報告時期
政令第16条第3項第2号に規定される防火設備（注1）	毎年 7月～10月
（注1）防火設備： 随時閉鎖又は作動をできるもの（外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。）	

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。